

**Strategic Japanese–U.S. Research Exchange Program on
"Robotics"**

Third Call for Proposals to be submitted by December 27th, 2010

I General Description

New scheme for joint funding of Japanese–US research cooperation

Based on the agreement concluded between Japanese and US governments on cooperation in science and technology, Japan Science and Technology Agency (JST) and National Science Foundation (NSF) started a scheme for joint research exchange program in 2004 on "Science and Technology for Safe and Secure Society".

1. Aim of program and research field

In fiscal 2011, "Robotics" has been selected as the field of research for which the joint funding scheme will be applied. The aim of the program is to strengthen the collaboration between Japan and US within the field of "Robotics" to achieve world-class scientific results, leading towards new innovative technologies. This specific area is currently undergoing remarkable development and is considered important by both JST and NSF in order to achieve science and technology innovations in the long run. This is the third call in this field.

Examples of target research areas are:

1. Research on social robotics
(i.e. fundamental questions and solutions (for cross-cultural exchange etc.) on involvement of robots and humans in various situations in society, such as public facilities, education, family.)
2. Research on search and rescue robotics in disaster situations
(i.e. research and development of technologies for disaster situations, technologies in mobility capability, recognition capability, and communications capacity, standardization, common platforms.)
3. Research on medical/ rehabilitation robotics
(i.e. technology for high efficiency and downsizing of medical robots, human interface technology, modeling technology for brain-body interaction, support technology for daily life.)

2. Who can apply?

All applicants must fulfill national eligibility rules for research grant application.

Japanese researchers must belong to Universities, institution or enterprises in Japan.

U.S. researchers must meet the following criteria:

a) Have an active NSF grant in a related area and plan to submit a request for supplemental funding to enable the US–Japan collaboration no later than December 17, 2010

OR submit a proposal, including costs related to the US–Japan collaboration, to NSF CISE/IIS Program Solicitation NSF 10–571, Small Project category, or to another related NSF program, no later than December 17, 2010.

AND

b) Inform NSF CISE/IIS Program Director Dr. Tom Henderson (thenders@nsf.gov), NSF science point of contact for this collaboration, no later than December 17, 2010 of his/her intention to submit a proposal for new or supplemental funding to enable the US–Japan collaboration (US researchers, please notify Dr. Henderson even if your proposal/supplemental funding request is being submitted to another NSF unit).

Attention:

Therefore, Japanese applicants whose US research counterpart does not fulfill both of the above conditions are not eligible.

If you have any questions about the National Science Foundation (NSF) and its participation in this program, please contact NSF Tokyo Office (TEL; + 81–(0)3–3224–5504 E-mail; nsftokyo@nsf.gov).

3. Financial support

JST and NSF plan to support cooperative research projects including exchange of researchers, with a main emphasis on research.

JST supports expenses for Japanese researchers, and NSF supports expenses for US researchers and their students, including travel.

II. Application

The Japanese applicants shall write an application that shall be submitted to JST. The application shall be written in Japanese and English.

The application shall include;

- *A project description including how collaboration will be carried out, with clear statements of what U.S. and Japanese researchers respectively will do in the project.
- *A description of the expected outcome of the proposed project, scientifically as well as in terms of its relevance for industry and society.
- *A description of the ongoing activities and specific strengths of the US and Japanese groups respectively, which form the basis for the proposed joint project.
- *A description of the expected added value from the proposed joint project, including how the competence, technology and other resources in the different groups complement each other.
- *A description of how the project is expected to help strengthen research cooperation between Japan and US over the longer term.
- *A discussion of how the proposed joint project compares with other comparable activities worldwide.

1. Application Forms

The following application forms have been prepared, in Japanese (J) and English (E).

- Form 1J/E Application outline (title of cooperative research project, names of research leaders, cooperative research period)
- Form 2J/E Summary of cooperative research project
- Form 3 J Leader's Information (CV of research leaders*)
- Form 4 J List of names of individuals involved in the cooperative research project in Japan and US
- Form 5 J Description of the cooperative research project including the points stated above—maximum of 6 pages—
- Form 6 J Plan for the cooperative project—maximum of 3 pages—
- Form 7 E Maximum 15 selected references to publications (or other relevant output) by the Japanese-side research leader in the past 5 years
- Form 8 E Maximum 15 selected references to publications (or other relevant output) by the US-side research leader in the past 5 years
- Form 9 J Budget plan for each year

* The description shall include basic information on education, past and present positions and membership of relevant organizations/associations.

2. Preparation of Application Forms

Please fill in the particulars in all the application forms described above.

3. Submittal of Application Forms for Japanese Applicants

Application forms prepared by Japanese researchers shall be submitted to JST by 17:00 (Japanese Standard Time) on December 27, 2010, through online application system “e-Rad” (<http://www.e-rad.go.jp/index.html>).

III. Support by JST

1. Budget for each Project

Budgets will differ depending on the content of activities, but the total budget for the Japanese partner over a full 3-year period (i.e., 36 months) should not exceed 15 million yen, in principle. (Example: proposals envisaging a budget of 5 million yen for the first year, 8 million yen for the second year and 2 million yen for the third year are also possible.)

Due to budget limitations of this program, amounts will be adjusted in each year. It is envisioned to fund around 3 exchange projects for this call depending on the number of proposals.

2. Cooperative Research Period

The cooperative research period shall be 3 years (i.e., 36 months) in total, counting from the start date (starting from April 2011).

Because of project's efficiency, supporting period can be adjusted according as NSF's support period.

3. Details of Support

This program is designed to support additional expenses related to cooperation with the US partner, with the precondition that the main research infrastructure is already in place in each research group.

4. Contract between Applicant and JST

Support will be implemented according to a contract for commissioned research made between JST and a university or public research institute, etc. (hereafter, “institution”).

The contract for commissioned research will be made each year during the cooperative research period.

Since the contract is concluded on condition that all administrative procedures related to this project shall be handled in the institution, please consult with the department in charge at your institution.

If a contract for cooperative research is necessary for implementing actual research cooperation, such a contract should be concluded between the Japanese institutions and the US institutions. It is strongly advisable but not required that appropriate discussions of their issue take place, to ensure good collaboration. If any agreement is concluded, it should be reported in the application.

The contract stipulates that Article 19 of the Industrial Technology Enhancement Act (Japanese version of the Bayh-Dole Act) and the Article 25 of the Act on Promotion of the Creation, Protection and Exploitation of Content (tentative translation) shall apply to all intellectual property rights (patents, utility model or design rights, rights to programs, databases and other intangible property and know-how, and so on) generated as a result of this project, and that this can become the property of the institution with which the research leader is affiliated.

5. Funded expenses

Funding provided within this call is intended to enhance the capacity of the applicants to collaborate. Funding will therefore be provided mainly in support of collaborative activities and may include some of the local research that is necessary for the collaboration.

(1) Expenses for research exchanges

In principle, travel expenses should be based on the rules of the institution to which the research leader belongs.

a. Travel expenses

b. Expenses for holding symposiums, seminars and meetings

JST provides travel expenses only for the Japanese researchers. Therefore, JST will not provide for US researchers.

(2) Expenses for research activities

a. Expenses for facilities and equipment (only for the first fiscal year)

b. Expenses for consumables

c. Expenses for personnel

Stipend for a PhD student, or stipend or salary for a post-doctoral fellow

d. Others

Expenses for creating software, renting or leasing equipment, transporting equipment, etc

(3) Overhead expenses

Overhead expenses amounting to 10% or less of the total research expenses will be allowed. Overhead expenses should be provided for within the total budget.

(4) Expenses not covered/funded in the program

No expenses stated below shall be covered under this program:

- a. Expenses related to acquiring real estate or constructing buildings or other facilities
- b. Expenses related to procurement of major equipment
- c. Expenses related to dealing with accidents or disasters occurring during cooperative research periods
- d. Other expenses unrelated to implementation of this cooperative research project

IV. Evaluation of Project Proposals

1. Evaluation Procedure

JST evaluates all proposals in concert with experts. Based on the results of the evaluation, JST will make a decision, adjusting with NSF.

2. Evaluation Criteria

The following general evaluation criteria apply:

(1) Conformity with Program Aims and Designated Research Fields

The proposed activity shall conform to the aims of the program and the research fields that the program designates. In addition, the proposed activity shall be supported by the institutional resources available.

(2) Capability of Research Leaders (one on each side)

The research leaders shall have the insight or experience necessary for pursuing the activity and the ability to manage the cooperation and reach the project goals during this period of support.

(3) Appropriateness of Plan

The plan shall incorporate an appropriate system for implementing the activity and be realistic in relation to the project budget.

(4) Effect of the Activity

The proposed activity can be expected to achieve any of the following, through the cooperation with researchers in the counterpart country:

- Opening up of a new field or new advances in science and technology through the creation of new scientific knowledge in an existing research field. Or identification of novel applications based on new groundbreaking technologies.
- Nurturing of researchers able to play a central role in future research exchanges with the counterpart country.
- Sustained development of research exchanges with the counterpart country initiated by this activity.

(5) On-going research activity

The proposed collaboration shall build on, reinforce and add significant value to already on-going research activities in each research group.

3. Result notice

The final decision regarding supported projects will be notified to the applicants on April 2011.

V. Responsibilities of Japanese Research Leader After Proposal is Approved

After the proposal has been approved, research leaders and their affiliated institutions shall observe the following when carrying out the cooperative research and using supported expenses.

1. Annual Progress Report

At the end of each fiscal year, the research leader shall promptly submit a progress report on the status of research exchange, and the institution with which the research leader is affiliated shall promptly submit a financial report on supported expenses.

2. Final Report

After completion of the period of international research exchange, research leaders shall promptly submit a final report on the research exchange activities to JST. The report shall include a general summary (maximum five A4 pages).

If papers describing results of research exchange are presented to academic activities

and so on, please attach a copy of such papers separately to the final report.

End Of Document



Japan Science and Technology Agency (JST)

Masashi HARA, Asuka ISHIBASHI

Tel. +81(0)3-5214-7375 Fax +81(0)3-5214-7379

E-mail : sicpusa@jst.go.jp

平成22年度 戦略的国際科学技術協力推進事業(研究交流型)
日－米研究交流「ロボティクス」提案募集

I 概要

当機構では、政府間合意等に基づく重要課題に関する戦略的な国際科学技術協力を推進するため、共同研究、研究集会開催の方法を有機的に組み合わせて実施することにより国際研究交流の促進を図ることを目的とした、戦略的国際科学技術協力推進事業を実施しています。

文部科学省よりアメリカ合衆国と「安全・安心な社会に資するための科学技術」分野での協力を実施するとの通知を受け、平成16年度より「安全・安心な社会に資するための科学技術」に係わる分野での研究交流を6年に亘り実施しています。

1. 研究領域

平成22年度は、「安全・安心な社会に資するための科学技術」の一分野である「ロボット研究」又は「ロボット学に関する研究」といった「ロボティクス」技術全般に関する日米研究交流課題の提案を募集します。(今年で「ロボティクス」は3回目の募集になります。)

「ロボティクス」技術分野では、次のような研究課題が考えられます。

(1) 社会ロボット学の研究

社会の各種場面(公共施設、教育現場、家庭など)におけるロボットと人との関わりに関する基本問題とその解決方法(異文化間での比較等)についての研究等。

(2) 災害対応と救助ロボットの研究

安全安心のための災害対応技術、移動能力/認識能力/通信能力/ヒューマンインタフェース等の固有技術、標準や共通プラットフォームの研究開発等。

(3) 医療・リハビリロボットの研究

医療ロボットの高効率化・小型化技術、ヒューマンインタフェース技術、脳・身体およびその相互作用のモデル化技術、日常動作の支援技術等。

2. 応募資格

日本側研究者の応募資格は、日本国内の大学、研究機関、企業等に所属する研究者であることが必要となります。また、米国側研究者は、以下の条件を満たしていることが必要です。

(1) 既に全米科学財団(NSF)の Division of Information and Intelligent Systems in

the Directorate for Computer and Information Science & Engineering (CISE/IIS) の助成金を受けている。

(2) NSF の CISE/IIS 以外の部局から、ロボティクス関連の助成金を受けている。

(3) NSF の CISE/IIS 局に Robust Intelligence(RI) 又は Human-centered computing(HCC)に関する小規模な提案書を平成 22 年 12 月 17 日までに提出すること。

米国研究者は、CISE/IIS 局 Dr. Thomas C. Henderson (thenders@nsf.gov) に、応募している旨の事前連絡を行って下さい。

また、上記事項につき、ご質問のある米国側研究者は、NSF.OISE プログラム・マネージャーの Dr. Woods, R. Clive (rwoods@nsf.gov)にお問い合わせ下さい。

注意:米国側研究者がNSFから助成金を受けていない場合、または2010年にNSFに課題提案を提出しない場合は、日本側研究者からの応募を受け付けることができませんので、ご注意ください。

なお、全米科学財団 (NSF) 全般に関するお問い合わせは、NSF 東京事務所 (TEL:03-3224-5504, Email: nsftokyo@nsf.gov)にお願いします。

3. 支援の概要

JST と NSF は、研究者同士の相互訪問やシンポジウム・セミナー等を含んだ研究交流プロジェクトを支援します。JSTは日本側研究者を、NSFは米国側研究者を支援します。

II 申請書類の作成・提出

下記の様式に従い、日本語版と英語版を提出してください。

様式には、以下のような内容を簡潔に記載してください。

- ・ どのように共同研究を遂行するのか。日本側研究者、米国側研究者それぞれの役割分担
- ・ 期待される科学的な成果と産業界や社会への関連性
- ・ 現在の研究活動や日本と米国の研究チームの特筆すべき長所
- ・ 能力、技術力、資源の相互補完の方法も含めて、共同研究により期待できる付加的な価値
- ・ 長期的な日米研究交流の強化のために期待できること
- ・ 当該共同研究提案と他の同様な国際協力活動との比較

1. 申請書類の様式

下記様式の日本語版(J)と英語版(E)様式を用意しています。

Form-1J/E	申請概要(研究課題名、研究代表者、研究期間)
Form-2J/E	申請の要旨
Form-3 J	研究代表者情報(経歴(※))
Form-4 J	日本及び米国の研究交流者一覧
Form-5 J	研究交流の概要-6ページ以内-
Form-6 J	研究交流計画-3ページ以内-
Form-7 E	日本側代表研究者の最近5年間の論文他
Form-8 E	米国側研究者の最近5年間の論文他
Form-9 J	年度毎の経費計画

(※)経歴には、教育、研究、所属学会等の基本情報を含めてください。

2. 申請書類の作成

上記1項の日本語版と英語版の全様式の申請書類に必要事項を記入してください。

3. 申請書類の提出

日本側研究者は、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を通じて、平成22年12月27日(月)午後5時までに申請してください。
府省共通研究開発管理システム(<http://www.e-rad.go.jp/index.html>)

III 支援の内容

1. 一課題当たりの予算規模

研究交流の内容により予算は異なりますが、3年総額で1,500万円程度を上限とします。毎年一定額でない提案も可能です。(例えば、1年目に500万円、2年目に800万円、3年目に200万円という提案も可能です。)

本事業予算の関係上、毎年の額については調整させていただく場合があります。応募状況によりですが、平成22年度は3課題程度を採択する予定です。

2. 期間

研究交流開始から3年間を最長とします。

本年度は、提案の研究交流の支援開始を平成23年4月頃からと想定しています。なお、効果的な交流に資するため、当該研究交流の支援期間は、米国側研究者がNSFより支援を受けている期間により、調整させていただく場合があります。

3. 具体的な支援の内容

支援は、研究基盤が既に整備されている上で、国際研究交流にかかわる追加的な経費を対象としています。

4. 契約

支援の実施にあたり、JSTは大学・公的研究機関等(以下「大学等」という。)と委託研究契約を締結することを原則としています。委託研究契約は研究交流期間内で年度毎に締結します。契約締結に当たっては、本事業にかかわる一切の執行事務手続きを大学等で実施していただくことを前提にしていますので、大学等の担当部署とよくご相談ください。また、具体的な研究交流を実施する際に共同研究契約等が必要な場合は、日米の大学等間で契約をしていただきます。効果的な研究交流が実施されるために、両国の研究者や研究機関との間で十分話し合っておくことを強く推奨いたします。この話し合いでの合意事項があれば、申請用紙に記入してください。

本事業により生じた知的財産権(特許権、実用新案権、意匠権、プログラム及びデータベースに係わる著作権等権利化された無体財産権及びノウハウ等)は、契約により産業技術力強化法第 19 条(日本版バイドール法)、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律第 25 条を適用し、研究代表者の所属する大学等に帰属させることが可能です。なお、問題を生じないように、知的財産権の帰属について米国の共同研究者・研究機関と充分協議しておいて下さい。

5. 支出費目

本事業において、日本側研究者に係わる費用は JST が支援し、米国側研究者に係わる費用は NSF が支援することになっています。支援費は、研究交流費と試験研究費で構成されています。本事業の主旨から研究交流が充分実施できるように計画してください。

(1) 研究交流費

ア. 旅費

旅費等は、原則として研究代表者の所属する大学等の規定を適用して下さい。

(ア) 日本側研究者に係わる費用

① 外国旅費

米国で実施する研究交流に参加するための外国旅費を申請して下さい。

○ 渡航費(可能な範囲の低廉航空費) + 滞在費

② 国内旅費

○ 研究交流のための国内旅費

(ex. 日本におけるシンポジウム出席のための旅費)

(イ) 米国側研究者に係わる費用

基本的には、米国側研究者は米国側にて支援することとなっています。

従って、本費用の申請はできません。

イ. シンポジウム・セミナー開催費

シンポジウムやセミナー開催に係る以下の経費を対象としています。シンポジウム・セミナー用消耗品、印刷製本費、通信運搬費、会議費(アルコール類等は支出対象外)、雑役務費等

(2) 試験研究費

ア. 設備備品費

既存の施設・設備を十分活用していただくことを前提としていることから、日米研究交流に必須な設備のみを対象としています。

イ. 消耗品費

原材料、消耗品、消耗器材、薬品類等の調達に必要な経費です。

ウ. 人件費・謝金

研究交流に参加する日本側研究者の給料、人材派遣等の人件費や講演依頼謝金等に関わる経費です。

エ. その他

解析費、ソフトウェア作成費、設備の賃貸料(リース又はレンタル料等)、機材運搬費等、上記の費目に該当しない経費です。

(3) 間接経費

間接経費は、本事業にかかわる一切の執行事務手続きを大学等で実施していただくことを前提として、研究交流費と試験研究費の合計の10%以下を原則として支出することができます。但し大学等において間接経費等の算定方式を規則等で定めている場合は、協議によりその算定方式を適用することができます。なお、間接経費は総予算額の内枠として計上してください。

(4) 支出できない費目

以下に示す費目を支出することはできません。

ア. 建物等施設の建設、不動産取得に関する費用

イ. 研究交流の期間中に発生した事故・災害の処理のための費用

ウ. その他当該研究交流の実施に関連のない費用

IV 提案内容の採択

1. 採択手順

申請提案は外部の複数の専門家等の協力を得て書類審査等を行い、NSF と確認調整後、その結果に基づいて JST は採択提案を選定いたします。

2. 審査に当たっての主な基準

審査は、主に下記の項目について行います。

- (1) 制度の主旨及び対象分野への適合性
提案内容は制度の主旨及び対象分野に合致したものであり、且つ当該研究の基盤が整備されていること
- (2) 研究代表者の適格性
研究代表者は提案課題を推進する上で十分な洞察力又は経験を有しており、当該事業での支援期間中に継続して研究交流を円滑に推進できること
- (3) 計画の妥当性
計画は適切な研究交流実施体制、実施規模であること
- (4) 研究交流の有効性
相手国との活発な研究交流が行われ、さらに当該研究交流によって以下の何れかが期待できること
 - ア. 当該分野の新しい知の創造による画期的な科学技術の進展または新分野の開拓
 - イ. 相手国との研究交流において中心的役割を果たし得る研究者の育成
 - ウ. 当該事業を端緒とした相手国との研究交流の持続的な発展
- (5) 現在の研究活動
提案の研究活動が、日本と米国において既に進行中の研究を強化し、さらに付加的な価値を創造する共同研究であること

3. 結果の通知

選定の結果については、平成 23 年 4 月頃に、採否にかかわらず、ご本人に通知することを予定しています。

V 採択後の研究代表者等の責務等

提案内容の採択の決定を受けた研究代表者及び所属する大学等は、国際研究交流の実施及び提供される支援費の執行に当たり、以下の点を守っていただきます。

1. 年度毎の進捗報告

研究代表者は毎年度終了後速やかに研究交流の進捗状況報告を、及び研究代表者の所属する大学等は支援費の経理報告を JST に提出していただきます。

2. 終了報告

研究代表者は国際研究交流期間が終了した時に期間内に実施した研究交流の終了報告を、速やかにJSTに提出していただきます。この終了報告には、全体概要(A4で5枚以内)を含めてください。なお、研究交流の成果を学会等で外部発表した場合には、終了報告書に発表内容の別刷り等を添付して下さい。

日本側申請者からのお問い合わせは、以下にお願いします。



〒102-8666

東京都千代田区四番町5番地3

独立行政法人 科学技術振興機構 国際科学技術部

戦略的国際科学技術協力推進事業担当

石橋 明日香／波羅(はら) 仁

電話 03-5214-7375 FAX 03-5214-7379

E-mail : sicpusa@jst.go.jp

日本側応募者への追加的注意事項

1. 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)に基づく体制整備等の実施状況報告書の提出について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制の整備、及びその実施状況等についての報告書を提出することが必要です。

このため、下記ホームページの様式及び提出方法に基づいて、契約予定日までに、研究機関から文部科学省科学技術・学術政策局調査調整課競争的資金調整室に報告書が提出されていることが必要です。(実施状況報告書の提出がない場合の研究実施は認められません。)

【URL】

http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/1284645.htm

提出期限等、報告書提出の詳細は、採択決定後、JST 総務部研究倫理・監査室より文書にてお知らせいたします。(なお、JST は、報告書が提出されていることを確認した上で、契約を締結いたします。)

ただし、平成22年4月以降、別途の事業の応募等に際して報告書を提出している場合は、今回新たに報告書を提出する必要はありません。その場合は、当該研究機関の府省共通研究開発管理システム(e-Rad)における研究機関番号、及び提出日を申請書に記載してください。

また、平成24年度以降も継続して事業を実施する場合は、平成23年秋頃に、再度報告書の提出が求められる予定ですので、文部科学省あるいは独立行政法人科学技術振興機構からの周知等に十分ご留意ください。

報告書の提出の後、必要に応じて、文部科学省(資金配分機関を含みます)による体制整備等の状況に関する現地調査に協力をいただくことがあります。また、報告内容に関して、平成19年5月31日付け科学技術・学術政策局長通知で示している「必須事項」への対応が不適切・不十分である等の問題が解消されないと判断される場合には、研究費を交付しないことがあります。

(1) 採択された課題に関する情報の取扱い

採択された個々の課題に関する情報(制度名、研究課題名、研究代表者名、予算額及び実施期間)については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年法律第140号)第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとします。これらの情報については、採択後適宜機構のホームページにおいて公開します。

(2) 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)からの政府研究開発データベース*への

情報提供等

文部科学省が管理運用する府省開発共通研究管理システム(e-Rad)を通じ、内閣府の作成する標記データベースに、各種の情報を提供することがあります。

* 国の資金による研究開発について適切に評価し、効果的・効率的に総合戦略、資源配分等の方針の企画立案を行うため、内閣府総合科学技術会議が各種情報について、一元的・網羅的に把握し、必要情報を検索・分析できるデータベースを構築しています。

(3) 不合理な重複・過度の集中

不合理な重複・過度の集中を排除するために必要な範囲内で、応募(又は採択課題・事業)内容の一部に関する情報を、府省共通研究開発システム(e-Rad)などを通じて、他府省を含む他の競争的資金の担当部門に情報提供する場合があります。(また、他の競争的資金制度におけるこれらの重複応募等の確認を求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。)

2. 研究費の不正な使用等に関する措置

- (1) 本事業において、研究費を他の用途に使用したり、JST から研究費を支出する際に付した条件に違反したり、あるいは不正な手段を用いて研究費を受給する等、本事業の趣旨に反する研究費の不正な使用等が行われた場合には、当該研究に関して、研究の中止、研究費等の全部または一部の返還、ならびに事実の公表の措置を取ることがあります。また、研究費の不正な使用等を行った研究者等(共謀した研究者等を含む)は、一定期間、本事業への応募および新たな参加が制限されます。
- (2) 国または独立行政法人が運用する他の競争的資金制度*、JST が所掌する競争的資金制度以外の事業いずれかにおいて、研究費の不正な使用等を行った研究者であって、当該制度において申請および参加資格の制限が適用された研究者についても、一定期間、本事業への応募および新たな参加の資格が制限されます。(遡及して適用することがあります)。
- (3) 本事業において研究費の不正な使用等を行った場合、当該研究者およびそれに共謀した研究者の不正の内容を、他の競争的資金制度担当者(独立行政法人を含む)に対して情報提供を行います。その結果、他の競争的資金制度*において申請および参加が制限される場合があります。

なお、本事業において、この不正使用等を行った研究者およびそれに共謀した研究者に対しては、不正の程度により、申請および参加の期間が以下のように制限されます。制限の期間は、原則として、委託費等を返還した年度の翌年度以降 2 年から 5 年間とします。ただし、「申請および参加」とは、新規課題の提案、応募、

申請を行うこと、また共同研究者として新たに研究に参加することを指します。

- ・単純な事務処理の誤りである場合、申請および参加を制限しない。
- ・本事業による業務以外の用途への使用がない場合、2年間
- ・本事業による業務以外の用途への使用がある場合、2～5年間とし、程度に応じて個別に判断される。
- ・提案書類における虚偽申告等、不正な行為による受給である場合、5年間。

3. 日本側研究者への注意事項

(1) 安全保障貿易管理に伴う各種規制

研究機材の輸出のみならず、技術データや技術支援については、輸出規制の対象となることがありますので、本邦の法律・制度、相手国の法律・制度及び国際ルールを十分に遵守してください。

【参考】「経済産業省」ホームページ

<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html>

(抜粋)

「近年、我が国の重要な先端技術情報が海外へ不用意に流出し我が国の産業競争力等に影響を及ぼしているとの指摘や報道等が数多く見受けられます。他方、安全保障貿易管理の観点からも、不注意な技術の漏えいにより、大量破壊兵器等の開発、製造又は使用に係る技術が懸念国やテロリストに渡れば、我が国や国際社会の平和及び安全の維持に多大な影響を及ぼしかねないため、安全保障上の機微な技術を保有する者には、慎重な対応が求められます。」(同URLに掲載の「安全保障貿易管理に係る機微技術管理ガイダンス(平成20年1月)」より抜粋)

なお、相手国からの情報や資料、サンプルの持ち帰りについては、相手国の法令にも従ってください。研究計画上、相手国における生物遺伝資源等を利用する場合には、関連条約等(生物多様性条約、バイオセイフティに関するカルタヘナ議定書)の批准の有無、コンプライアンス状況等について、あらかじめ十分な確認をお願いします。

生物遺伝資源へのアクセス、及び生物多様性条約の詳細については、下記ホームページをご参照ください。

【参考】「財団法人バイオインダストリー協会」ホームページ

<http://www.mabs.jp/index.html>

“Convention on Biological Diversity”ホームページ

<http://www.cbd.int/>

(2) 生命倫理及び安全の確保

ライフサイエンスに関する研究については、生命倫理及び安全の確保に関し、各府省が定める法令・省令・倫理指針等を遵守してください。研究者が所属する機関の長等の承認・届出・確認等が必要な研究については、必ず所定の手続きを行ってください。

各府省が定める法令等の主なものは以下の通りですが、このほかにも研究内容によって法令等が定められている場合がありますので、ご注意ください。

- 1) ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律(平成12年法律第146号)
- 2) 特定胚の取扱いに関する指針(平成13年文部科学省告示第173号)
- 3) ヒトES細胞の樹立及び使用に関する指針(平成19年文部科学省告示第87号)
- 4) ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針(平成16年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号)
- 5) 医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成9年厚生省令第28号)
- 6) 手術等で摘出されたヒト組織を用いた研究開発の在り方について(平成10年厚生科学審議会答申)
- 7) 疫学研究に関する倫理指針(平成19年文部科学省・厚生労働省告示第1号)
- 8) 遺伝子治療臨床研究に関する指針(平成16年文部科学省・厚生労働省告示第2号)
- 9) 臨床研究に関する倫理指針(平成20年厚生労働省告示第415号 平成20年7月31日改訂、平成21年4月1日施行)
- 10) 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成15年法律第97号)

なお、文部科学省における生命倫理及び安全の確保について、詳しくは下記のURLをご参照ください。

【参考】「文部科学省」ホームページ『生命倫理・安全に対する取組』

http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/seimei/main.html

(3) 各種サンプルや試料の取り扱い

研究計画上、相手国におけるサンプルや試料を必要とする研究又は調査を含む場合は、生物資源等の取扱いについて、必ず応募に先立って適切な対応を行ってください。

(4) 人権及び利益の保護

研究計画上、相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究又は調査を含む場合には、人権及び利益の保護の取扱いについて、必ず応募に先立って適切な対応を行ってください。

(5) 社会的・倫理的配慮

社会・倫理面等の観点から、研究計画上及び実施の過程で、国内外において容認されがたいと認められるものについては、選考の段階で不採択となります。また、上記の注意事項に違反した場合、その他何らかの不適切な行為が行われた場合には、採択の取り消し又は研究の中止、研究費等の全部又は一部の返還、及び事実の公表の措置等を取ることがあります。

(6) 研究者の安全に対する責任

本事業の研究交流期間中に生じた傷害、疾病等の事故について、JSTは一切の責任を負いません。

(7) 研究成果の軍事転用の禁止

本事業の研究交流から生ずる研究成果の軍事転用は、一切禁止します。

4. e-Rad システムの操作方法に関する問い合わせ先

(1) 問い合わせ先

本制度・事業に関する問い合わせは、従来通り国際科学技術部事業実施担当にて受付けます。システムの操作方法に関する問い合わせは、ヘルプデスクにて受付けます。戦略的国際科学技術協力推進事業のホームページおよびシステムのポータルサイト(以下、「ポータルサイト」という。)をよく確認の上、問い合わせてください。なお、審査状況、採否に関する問い合わせには一切回答できません。

○ 戦略的国際科学技術協力推進事業のホームページ :

<http://www.jst.go.jp/inter/index.html>

○ ポータルサイト : <http://www.e-rad.go.jp/>

(問い合わせ先一覧)

制度・事業に関する問い合わせおよび提出書類作成・提出に関する手続き等に関する問い合わせ	戦略的国際科学技術協力推進事業 国際科学技術部 事業実施担当 石橋／波羅(はら)	03-5214-7375(直通) 03-5214-7379(FAX) sicpusa@jst.go.jp
府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の操作方法に関する問い合わせ	府省共通研究開発管理システム(e-Rad)ヘルプデスク	0120-066-877 (受付時間帯) 午前9:30 ~ 午後5:30 ※土曜日、日曜日、国民の祝日 および年末年始(12月29日～1月3日)を

		除く
--	--	----

※「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの略称で、Research and Development(科学技術のための研究開発)の頭文字に、Electronic(電子)の頭文字を冠したものです。

(2)システムの使用に当たっての留意事項

ア. システムによる応募

システムによる応募は、平成20年1月より稼働の「府省共通研究開発管理システム(e-Rad)」にて受付けます。

操作方法に関するマニュアルは、ポータルサイト(<http://www.e-rad.go.jp/>)から参照またはダウンロードすることができます。システム利用規約に同意の上、応募してください。

イ. システムの利用可能時間帯

(月～金) 午前6:00から翌午前2:00まで

(日曜日) 午後6:00から翌午前2:00まで

土曜日は運用停止とします。なお祝祭日であっても上記の時間帯は利用可能です。ただし、上記利用可能時間内であっても保守・点検を行う場合、システムの運用停止を行うことがあります。運用停止を行う場合は、ポータルサイトで予めお知らせします。

ウ. 研究機関の登録

研究者が研究機関を経由して応募する場合、所属する研究機関は応募時までに登録されていることが必要となります。

研究機関の登録方法については、ポータルサイトを参照してください。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。なお、一度登録が完了すれば、他制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、他制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

なお、ここで登録された研究機関を所属研究機関と称します。

エ. 研究者情報の登録

研究課題に応募する研究代表者および研究に参画する研究分担者は研究者情報を登録し、システムログインID、パスワードを取得することが必要となります。

所属研究機関に所属している研究者の情報は所属研究機関が登録します。なお、文部科学省の科学研究費補助金制度で登録されている研究者情報は、既にこのシス

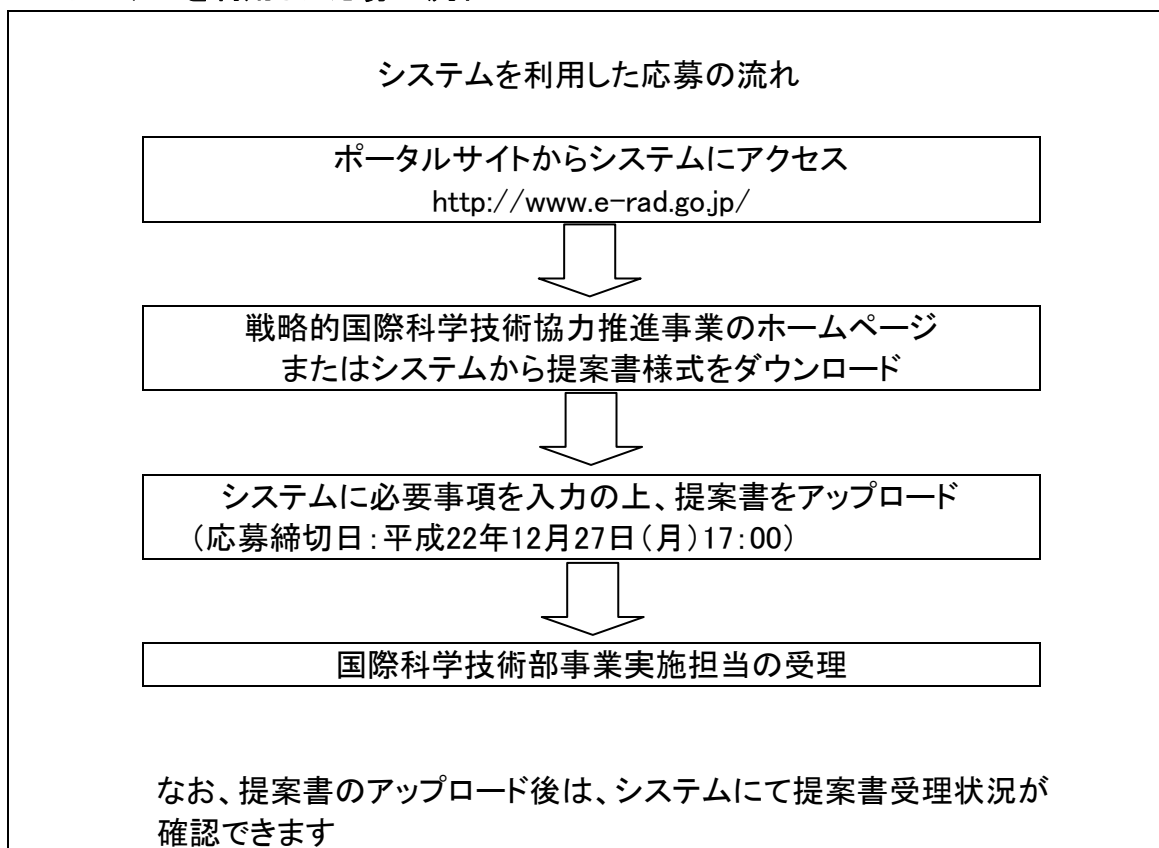
テムに登録されています。

所属研究機関に所属していない研究者の情報は、府省共通研究開発管理システム運用担当で登録します。必要な手続きはポータルサイトを参照してください。

オ. 個人情報の取扱い

応募書類等に含まれる個人情報は、不合理な重複や過度の集中の排除のため、他府省・独立行政法人を含む他の研究資金制度・事業の業務においても必要な範囲で利用(データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む)する他、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を経由し、内閣府の「政府研究開発データベース」へ提供します。

5. システムを利用した応募の流れ



6. 提案書類の注意事項

ポータルサイト	http://www.e-rad.go.jp/
提出締切	平成22年12月27日(月)17:00
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ システムを利用の上、提出してください。 システムの操作マニュアルは、上記ポータルサイトよりダウンロードできます。 ・ 制度・事業内容を確認の上、所定の様式ファイルをダウンロードしてください。 ・ 提案書類(アップロードファイル)はWord、一太郎、PDFのいずれかの形式にて作成し、応募してください。Word、一太郎、PDFのバージョンについては、操作マニュアルを参照してください。 ・ 提案書に貼り付ける画像ファイルの種類は「GIF」、「BMP」、
・システムの 利用方法	
・応募書類様 式のダウン ロード	
・ファイル種 別	

<p>・画像ファイル形式</p>	<p>「JPEG」、「PNG」形式のみとしてください。それ以外の画像データを貼り付けた場合、正しくPDF形式に変換されません。画像データの貼り付け方については、操作マニュアルの操作方法を参照してください。</p>												
<p>・ファイル容量</p>	<p>・アップロードできるファイルの最大容量は下表の通りです。それを超える容量のファイルは国際科学技術部事業実施担当へ問い合わせてください。</p> <table border="1" data-bbox="491 555 959 891"> <thead> <tr> <th>ファイル</th> <th>最大サイズ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公募</td> <td>3Mbyte</td> </tr> <tr> <td>交付・委託契約手続き</td> <td>1Mbyte</td> </tr> <tr> <td>成果概要</td> <td>3Mbyte</td> </tr> <tr> <td>成果報告書</td> <td>5Mbyte</td> </tr> <tr> <td>実績・完了報告書</td> <td>1Mbyte</td> </tr> </tbody> </table>	ファイル	最大サイズ	公募	3Mbyte	交付・委託契約手続き	1Mbyte	成果概要	3Mbyte	成果報告書	5Mbyte	実績・完了報告書	1Mbyte
ファイル	最大サイズ												
公募	3Mbyte												
交付・委託契約手続き	1Mbyte												
成果概要	3Mbyte												
成果報告書	5Mbyte												
実績・完了報告書	1Mbyte												
<p>・提案書アップロード</p>	<p>・提案書類は、アップロードを行うと、自動的にPDFファイルに変換します。外字や特殊文字等を使用した場合、文字化けする可能性がありますので、変換されたPDFファイルの内容をシステムで必ず確認してください。利用可能な文字に関しては、操作マニュアルを参照してください。</p>												
<p>・提案書アップロード後の修正</p>	<p>・提案書類は、アップロードを行うと、自動的にPDFファイルに変換します。外字や特殊文字等を使用した場合、文字化けする可能性がありますので、変換されたPDFファイルの内容をシステムで必ず確認してください。利用可能な文字に関しては、操作マニュアルを参照してください。</p>												
<p>・受付状況の確認</p>	<p>＜所属研究機関を経由する場合＞ 研究者が所属研究機関へ提出するまでは提案内容を修正する事が可能です。 所属研究機関へ提出した時点で修正することができません。修正する場合は、所属研究機関へ修正したい旨を連絡してください。</p> <p>＜所属研究機関を経由しない場合＞ 研究者が配分機関へ提出するまでは提案内容を修正する事が可能です。 配分機関へ提出した時点で修正することができません。修正する場合は、国際科学技術部へ修正したい旨を連絡してください。</p> <p>・提出締切日までにシステムの「受付状況一覧画面」の受付状況が「配分機関受付中」となっていない提案書類は無効となります。提出締切日までに「配分機関受付中」にならなかった場合は、所属研究機関まで至急連絡してください。所属研究機関に所属していない研究者は、ヘルプデスクまで連絡してください。</p> <p>・提案書の受理確認は、「受付状況一覧画面」から行うことができます。</p>												

JSTは男女共同参画を推進しています！

JSTでは、科学技術分野における男女共同参画を推進しています。

総合科学技術会議では、平成22年度までに国として取り組むべき科学技術の施策を盛り込んだ第3期科学技術基本計画

(<http://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/index3.html>)において、「女性研究者の活躍促進」について述べています。日本の科学技術の将来は、活躍する人の力にかかっており、多様多才な個々人が意欲と能力を発揮できる環境を形成する必要があります。その一環として、「期待される女性研究者の採用目標は、自然科学系全体としては25%」と具体的数値目標が示されています。

JSTでは、事業を推進する際の活動理念の1つとして、「JST業務に係わる男女共同参画推進計画を策定し、女性研究者等多様な研究人材が能力を発揮できる環境づくりを率先して進めていくこと」を掲げています。

新規課題の募集・審査に際しては、男女共同参画の観点を踏まえて進めていきます。男女ともに参画し活躍する研究構想のご提案をお待ちしております。

研究者の皆様、男性も女性も積極的にご応募いただければ幸いです。

独立行政法人科学技術振興機構 理事長
北澤 宏一

さらなる飛躍に向けて

女性研究者の皆さん、さらなる飛躍に向けて、この機会に応募してみましよう。

研究者に占める女性の割合は、13.0%（平成19年度末現在。平成20年度科学技術研究調査報告（総務省）より）。上昇傾向にあるもののまだまだとても低い数字です。女性研究者が少ない理由としては、出産・育児・介護等で研究の継続が難しいことや、女性を採用する受け入れ体制が整備されていないこと、自然科学系の女子学生が少なく女性の専攻学科に偏りがあることなどがあげられています。

このそれぞれの課題に対しては、国としても取り組みが行われています。同時に、女性自身の意識改革も必要であると思います。「もうこれ以上は無理」、「もうこのくらいで良い」とあきらめたりせず、ステップアップに向けてチャレンジしていった欲しいと思います。

この機会に応募して、自らの研究アイデアを発展させ、研究者として輝き、後に続く後輩達を勇気づけるロール・モデルとなっていっていただければと願っています。

独立行政法人科学技術振興機構男女共同参画主監
小館 香椎子
（日本女子大学教授）